

中期目標・中期計画（素案）

東京大学

平成15年9月30日

中期目標・中期計画（素案）

平成15年9月30日
東 京 大 学

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>（前文）大学の基本的な目標 東京大学は、人類普遍の真理と真実を追求し、世界の平和と人類の福祉の向上、科学・技術の進歩、人類と自然の共存、安全な環境の創造、諸地域の均衡の取れた持続的な発展、文化の批判的継承と創造に、その教育・研究活動を通じて貢献することを大学の基本理念・使命とする。平成15年3月に制定した「東京大学憲章」は、この使命の達成に向けて依って立つべき理念と目標を定めたものであり、教育・研究活動及び組織運営の基本目標は以下のように要約される。</p> <p>1．学術の基本目標 学問の自由を基調として、真理の探究と知の創造を求め、世界最高水準の教育・研究活動を維持し、発展させることを目標とする。学術が社会に及ぼす影響を重く受け止め、社会のダイナミズムに対応した幅広い相互連携を確立・促進し、人類の発展への貢献に努める。創立以来の学問研究の伝統・蓄積を広く社会に還元するとともに、世界的な教育・研究拠点として国際学术交流の進展を図る。</p> <p>2．教育の基本目標 広い視野を有しつつ高度の専門的知識と理解力・洞察力・実践力・想像力を兼ね備え、かつ、国際性と開拓者精神を持った、各分野の指導的人材の養成、すなわち、世界的な視野を持った知的指導者の養成を目指す。このため、学生の個性と学習する権利を尊重した、世界最高水準の教育を追求する。</p> <p>3．研究の基本目標 真理の探究と学知の創成に携わる構成員の多様で、自主的かつ創造的な研究活動を尊重しつつ、促進して、世界最高水準の研究を追求する。既存の学問体系・専門分野を批判的に継承しつつ、萌芽的研究や未踏の研究分野の開拓に積極的に取り組む。特に、広く諸分野を横断する研究課題に対しては、総合大学としての特性を十全に活用して、多様な研究者個人・組織間の適正な接続を図り、学際的研究の更なる活性化と、学融合を通じての新たな学問分野の創出を目指す。また、大学や国境を超えた研究連携の輪を広げて、世界的視野に立つネットワーク型研究の牽引車の役割を担う。</p> <p>4．大学の自治に基づく組織運営の基本目標 国民から期待され、付託された大学の重大な使命とは、種々の利害を離れて自由な学知の創造と発展を、大学の自治精神のもとに追求し続けることによって、広く人類社会へ貢献することであることを深く自覚し、不断の自己点検に努めるとともに、その付託に伴う責務を自律的に果たす。</p>	
<p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間</p> <p>2 教育研究上の基本組織</p>	

<p>この中期目標を達成するため、別表に記載する学部・研究科等、附置研究所を置く。</p>	
<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>総合的判断力、社会的責任感、地球的な視野を有する人材の育成を学部前期課程教育の目標とする。</p> <p>深い専門性と広い視野を併せ持つ人材の育成を学部後期課程教育の目標とする。</p> <p>未踏の領域に果敢に挑戦する開拓精神に富んだ国際的に活躍できる研究者及び社会の先頭に立つ人材の育成を大学院教育の目標とする。</p> <p>高度専門職業人教育や社会人再教育など社会との連携を積極的に進める。</p> <p>全学あるいは部局単位での教育実態調査や適切な第三者評価等により教育の成果・効果の検証を行う。</p>	<p>大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>学部前期課程教育の成果に関する具体的目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養学部を責任部局とする学部前期課程を置き、リベラル・アーツ教育を重視し、専門分野にとられない教養教育を実施する。 ・ すべての部局が協力して学部前期課程教育に参加することで、多様な学問分野の最先端の研究成果を教育内容に反映させ、学生の知識欲を増進する教養教育を実現する。 ・ 専門分野を入学時に決めるのではなく、学生が前期課程での学習を通じて知識や判断力を身に付けた上で専門分野を決めて後期課程の進学先を選ぶ仕組み（進学振分け制度）を維持・改善し、学生がより適切な進路選択を行えるようにする。 <p>学部後期課程教育の成果に関する具体的目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門分野の基礎となる知識と手法を確実に身に付け活用できる能力、及び、他者の見解や意見に適切な批判を加え、必要に応じ柔軟に取り入れることができる能力を有する人材の育成を目指す。 <p>大学院教育の成果に関する具体的目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な専門分野に展開する学部・研究科・学環・学府に加え、最先端の研究に取り組んでいる特色ある附置研究所・センター群を擁する総合研究教育大学の特徴を活かし、未来を切り拓く卓越した研究を大学院教育に反映させる。 ・ 修士課程では、専門的素養を身に付け、産業界、官界、教育界等で先頭に立って活躍しうる人材、あるいは博士課程へ進学して更に高度の学術研究を推進しうる人材の育成を目指す。 ・ 博士課程では、学際性・国際性・総合力を兼ね備え学術の継承と発展を担う専門研究・教育者、及び、深い専門性と広い視野を持って社会の指導者として活躍できる人材の育成を目指す。 <p>高度専門職業人教育及び社会人再教育の成果に関する具体的目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度専門職業人教育においては、幅広い素養と深い専門性を兼ね備え、社会の要請に応えられる高い志と強い責任感・倫理観を持ち、多面的な視点から問題設定とその解決ができる人材の育成を目指す。 ・ 専門職大学院制度を適用することがふさわしい場合には、専門職大学院の創設を図り、高度の研究に裏打ちされた教育を目指す。 ・ 社会人の再教育においては、時代の必要性に即した高度な専門的知識・技術の教授や最前線の研究活動を通して、先端的分野や国際的分野で活躍するための能力の涵養を図る。 <p>教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学部卒業者、大学院修了者の学位取得状況、卒業・修了後の状況、大学における授業の実態に

(2) 教育内容等に関する目標

- 東京大学で学ぶにふさわしい資質を有するすべての者に門戸を開き、多くの優秀な人材の受入れに努めることを入学選抜の基本方針とする。
- 各学部・研究科等の教育目標に即して体系的な教育課程を編成し、かつ学生にとって魅力ある内容の授業を提供する。

ついて適宜調査を行い、きめ細かく検討する。

- ・ 『東京大学：現状と課題（東大白書）』、学生生活実態調査の報告書、部局単位の自己点検資料・外部評価報告書、第三者による適切な教育評価結果を最大限に活用し、教育の成果・効果に関する点検の質を向上させる。

中期目標の期間中の各年度の学生収容定員を別表に記載。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

入学選抜の基本方針に応じた入学受入れを実現するための具体的方策

- ・ 入学選抜に関する適切な情報を積極的に提供する。
- ・ すべての課程の入学選抜を、本学で学ぶにふさわしい資質を有する多様な人材に開かれたものにするとともに、入学選抜の公平性の維持に努める。
- ・ 世界に開かれた大学を目指して、外国人留学生の柔軟な受入れ体制の整備に努め、世界諸国からの優れた学生の受入れを促進する。
- ・ 教養学部各科類入学の選抜は全学体制で行い、広範な基礎学力を有し柔軟かつ論理的な思考に秀でた学生を受け入れる。また、専門分野選択の自由度を増大させるため、全科類から全学部に進学しうる進学振分け制度を平成18年度以降の入学生から実施する。
- ・ 大学院における選抜では、多様な選抜方式の導入等によってさまざまな学問分野や背景を持つ学生を受入れることのできる体制を整備し、優れた学生の国内外からの受入れに努める。特に優れた能力を有する学部学生が、学部課程修了前に大学院へ入学できる制度を整備する。
- ・ 高度専門職業人教育や社会人再教育など、社会との連携を推進し、積極的に社会人への門戸を開く。

教育目標に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- ・ 学部・研究科を横断して学習することを可能にするために、全学的な時間割の調整や授業データベースの作成等を行う。
- ・ 学部、大学院ともシラバスや授業内容をホームページで公開する。
- ・ 学部教育期間を通じたカリキュラムを編成するという観点から、前期課程では、科類ごとのカリキュラムの特徴をより明確にし、科目間の有機的な関連付けを整える。
- ・ 学部後期課程教育では、学生自らが主体的に専門的知識を深め、系統的に把握できるような学習態度と基本的技法を習得させるとともに、環境への配慮など社会的・倫理的規範意識を培う教育課程の編成に努める。
- ・ 大学院教育では、それぞれの学問分野で共通の基軸となる授業を実施することによって、研究者養成のみならず高度専門職業人教育や社会人教育など学生の多様な学習目的・経歴に対応した教育体制の整備を目指す。
- ・ 大学院の研究指導においては、修士課程では、修士論文研究等を通して学生に先端的研究プロセスを体験させ、博士課程では、自ら第一線で研究を行い国際的に評価される成果をあげるように指導する体制を整える。

○ 教育課程や個々の授業の特性に合致した授業形態を工夫し、新たな学習指導法の開発に意欲的に取り組む。

○ 厳格にして適切な成績評価を行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

優れた教員を適切に配置するとともに、教員が研究者としての経験と実績を教育に発揮できる支援体制を整備する。

・ 最先端の研究に触れる機会を増やすために、国内外の一流研究者が集うセミナー・シンポジウム・学会や他大学研究室への派遣のための援助を拡大する。

・ 世界的な視野で研究を展開する能力の涵養を目的として、海外研究者の招聘を進めるなどにより、外国人研究者や海外研究機関との交流を活性化する。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

・ 学問分野・課程の特性に応じて、小人数授業等、授業者と学習者間の双方向性を重視した教育方法による授業の拡充を図る。

・ 情報機器を用いた教育形態を拡充し、最新情報技術の習得と活用能力の養成を目指した教育体制を整備する。

・ 学問分野の特性に応じて、海外の大学等との連携や協定による学生の交換を進め、大学院学生の海外留学や研修への参加を奨励する。

・ 大学院において、教育面での国際化を進め、外国語による講義や論文指導など、外国人留学生の勉学の助けとなり、かつ、日本人学生の学術に関する国際的コミュニケーション能力の向上が可能となるような授業形態を検討する。

・ 大学院教育の一環として、学生に教える側に立つ機会を与えるために、ティーチング・アシスタント(TA)制度を積極的に活用する。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

・ それぞれの課程に適した公平かつ厳格な成績評価を可能にする基準を設定し、評価判定する体制の整備を図る。

・ 修士課程においては、専門分野で活躍できるように最低限必要な知識や方法の体得を成績評価の基準とし、試験やレポート等学問分野に応じた適切な方法により公正な判定を行う。

・ 修士論文の評価では、学生の課題探求能力や解決能力等にきめ細かい判断基準を適用する。

・ 高度専門職業人教育においては、成績評価と修了認定の信頼性確保のために、評価・認定の基準を明確に示し、公平性と厳格性を維持する。

・ 博士論文の評価は、自ら問題を見出し解決する能力の有無を確かめることに重点を置きつつ、論文の独創性、完成度、発展性等を基準とする。

・ 優秀な学生に対する奨学金制度の充実、学生の顕彰制度の整備、教育研究奨励表彰制度の充実や特に優れた研究を行った学生に対して通常の在籍期間より短い期間で学位を取得できる機会を与える仕組み等、学生の研究・学習意欲を高める方策を進める。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

教職員の適切な配置等に関する具体的方策

・ 多様性が創造性を生み出すことに鑑み、教員の多様性に配慮した人事的取組みを継続する。

・ 総長裁量によって、一定数の教職員を、中長期的視野に立った全学的なアカデミックプランに基づいて配置できるような仕組みを構築する。

・ 附置研究所・センター等の教員は、より積極的・主体的に大学院教育に参加する。

教育に対する支援・サービス機能の充実と改善に努め、学生が充実した情報環境やライブラリー機能を利用・活用できるようにする。

教育活動及び教育実施体制について自己点検するとともに第三者評価を受け、教育目標の達成に資する教育カリキュラムの改善に反映させる。

(4) 学生への支援に関する目標

学習意欲の喚起を図る環境や学習相談の体制を整える。

カウンセリング等の学生相談は、その機能を学生の人間形成を促す大学教育の一環として位置付ける。生活相談を効果的に行うとともに、学生の就職活動を支援する。

経済的支援体制の整備

有為な人材の育成と教育の機会均等を実現するため、学生の経済的支援の充実を図る。

社会人や外国人留学生が学習を継続できる制度や支援体制を整備するなど、世界中の優秀な学生にとって魅力的な教育環境の実現に努める。

- ・ 優れた人材を教育支援者として配置できるような条件を整備する。
- ・ 教員の教育改善活動を支援する体制を整え、必要に応じてファカルティ・ディベロップメント等の施策を効率的に実施する。

教育に必要な設備、図書館、博物館、情報ネットワーク等の活用・整備に関する具体的方策

- ・ 教育環境の基礎的な整備として、教室・実験棟・体育館等の整備、図書館の整備、博物館の整備、情報ネットワーク・計算機システムの充実、バリアフリー化等の施策を各部局の特性に応じて進める。
- ・ 図書館については、本郷の総合図書館、駒場図書館、柏新図書館、各部局図書館・室が連携して、学習用図書・雑誌、研究用図書・雑誌、電子ジャーナル、データベース等を整備する。特に全学的な利用が展開される電子ジャーナル、データベースの充実を図る。
- ・ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策
- ・ 昭和25年以降毎年定期的実施している学生生活実態調査を更に継続し、学生からの学習環境改善等の要望に迅速に対応する。
- ・ カリキュラム、授業内容等について適切な時期に点検評価を行い、新しい教育モデルの開発に役立てる。その際、学生による授業評価等を有効活用する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- ・ 個々の学生の学習・研究、専門分野や授業の履修に関するきめ細かい相談・指導・助言体制の充実を図る。相談等の組織的対応においては男女共同参画の理念を念頭に置いて進める。
 - ・ 生活相談・就職支援等に関する具体的方策
 - ・ 専門的知識を有する担当者の配置等、多岐にわたる相談内容に対応できる学生相談体制を整備する。
 - ・ 悩みやハラスメント等学生からの相談・申し出等に対応するための体制を整備する。ホームページの充実、学生生活・就職等に関する各種セミナーの開催等を実施する。
 - ・ 心身両面にわたる学生の健康保持・増進のため、種々のスポーツ・健康教育の充実、診断・診療・相談等の健康関連サービスの業務機能の充実を図る。
 - ・ 求人・就職・資格取得等の就職関連情報の公開や就職への動機付け等の就職活動の支援を行う。
- 経済的支援に関する具体的方策
- ・ 外部資金も資金源として視野に入れ、学生の経済的支援と修学意欲の高揚に最も有効な方策を検討する。既存の経済的支援については、引き続き、制度の周知徹底と迅速な情報提供に努める。
 - ・ 社会人・外国人留学生に対する配慮
 - ・ 外国人留学生の学習相談、健康・安全管理については、生活、心理面でのケアにも配慮した取り組みを進める。
 - ・ 外国人留学生に対する経済的支援のため、本学関係者からの寄付金によって運営される独自の制度である東京大学外国人留学生後援会等の充実を図る。

<p>充実した学生生活を送るための支援体制の強化を図る。</p> <p>障害を持つ学生も含めて教育の機会均等を図るため、バリアフリー環境の実現を目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優秀な外国人留学生が集まるような国際性に富む教育環境をいくつかの部局において先導的に整備する。 ・ 社会人の就学と再教育の機会を拡大し、働きながら学べる教育環境の実現を目指す。 <p>学生生活支援に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学生の交流スペース、憩いの場を確保し、課外活動施設の充実に努める ・ 学生の課外活動を支援するための各種施策を実施する。 ・ 各キャンパスの状況に応じた福利厚生施設の充実等学生生活環境の改善を図る。 ・ 多様な学生が集団生活を通して互いに人間的成長を遂げるという教育的視点から、また、経済的に恵まれない学生や外国人留学生の経済的支援のため、学生寮を効率性に留意しつつ維持・整備する。 <p>バリアフリー環境の実現に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を持つ学生に対する情報保障、交通・移動の保障のため、人的サポート（バリアフリー要員等）と相談体制を構築する。設備・機器によるバリアフリー支援も併せて実施する。
<p>2 研究に関する目標 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標 研究の体系化と継承を尊重しつつ、萌芽的・先端的研究、未踏の研究分野の開拓、あるいは新たな学の融合に積極的に取り組み、世界を視野に置いたネットワーク型研究の牽引車の役割を果たす。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 目指すべき研究の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本学は我が国最大規模の総合大学であり、多数の部局（学部・研究科等、附置研究所、センター等）及び多数の研究科附属・附置研究所附属の施設から成る。学部・研究科等は、附置研究所や多数のセンター・施設等と有機的に連携して研究活動を行い、学術研究の活性化と卓越した研究者の育成を推し進める。 ・ 新しい研究計画を研究者や部局がボトムアップ的に提案し、委員会等においてピアレビューを行って、大学として重点的な研究を総長を中心に決定し、当該研究を全学的に支援する体制を整備する。 ・ 附置研究所は、研究拠点として研究の直接成果により、また、先端的研究を通じた高度研究者の育成により社会に貢献し、学内においては学部・研究科等との連携を強める。 ・ 従来の全国共同利用の附置研究所・施設等は、上記に加え、大学法人の枠を越えて全国の関連研究分野の中核として学術研究の推進と卓越した研究者の育成に貢献する。 ・ センターは、全学的目的を達成するため、萌芽的・先端的研究の育成又は教育・研究の支援を行う。 ・ 政府など外部に対し積極的に働きかけ、研究資源を獲得する。獲得資源は総長裁量により適切に配分する。 ・ 新しい分野について創造性と独創性に優れた先端的研究のための拠点の形成を図るとともに、領域横断的な学融合と学際的協調により新たな学問領域の創成を図る。 ・ 学問の進展と社会の変化から生起する新たな課題に対しては、既存の学問領域と組織の枠組みを越えて先駆的・機動的・実践的に応え得る国際的な研究拠点の形成を図る。

○ 研究成果を積極的に社会に還元・応用・活用する。

多様にして自主的かつ創造的な研究活動を尊び、高度な研究を追求し、その研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに、適切な第三者からの評価を受け、説明責任を果たす。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

各部局での教員人事を基本とし、必要に応じて総長裁量資源を活用することで、適正かつ機動的な教員配置に努め、若手研究者の確保・育成と内外研究機関との人事交流を促進する。

・ 学内外に開放された共同研究プロジェクトを全学的体制により支援するとともに、競争的研究資金による研究活動の支援を積極的に行う。

成果の社会への還元に関する具体的方策

・ 豊かな伝統文化の継承・発展を促進する学術活動の意義について一般社会の理解を促進するために情報発信・広報活動を展開する。

・ 産学連携推進室を中心に、産業界との連携を推進する体制を整備する。

・ 研究成果の社会への直接的な貢献に加え、社会への情報発信・サービス提供、企業等との関係強化に力を入れ、研究成果を積極的に還元していく。

・ 社会と連携する研究を基礎研究に反映させることに努めるとともに、教育を通じて研究成果を社会に還元するため、最先端の研究成果を教育に活かす。

・ 寄付講座、寄付研究部門の設置を積極的に支援する。また、外部機関との連携及び外部資金の活用による研究（共同研究、受託研究、奨学寄付金）、情報発信・広報、啓蒙活動、研究成果の公開を積極的に促進する。

・ オープンラボラトリー型研究組織を構築し、多様化している社会連携研究プロジェクトの研究拠点を学内外に立地する事業に積極的に対応する。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

・ 研究の基本計画・評価・運営等に係わる事項について、部局ごとの様々な諮問事項を掲げての自主的な第三者評価（外部評価）を推し進め、研究の水準向上への反映に努める。

・ 研究活動の全学的（『東京大学：現状と課題（東大白書）』）及び部局単位の自己点検活動並びにその公表に努めることにより、研究内容に関連した社会のニーズの把握や成果の検証に資する。

・ 部局の実態に鑑み、研究領域に応じた評価方法の確立を目指す。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○ 適切な教員配置に関する具体的方策

・ 「 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に基づくことを原則とする。新規分野の創成や既存分野の更新等については、委員会等の検討に基づき、総長が裁量資源の配分を実施する。

・ 教員人事に関しては部局ごとの運用を基本とする。

・ 若手研究者を育成するために、ポストドクトラル・フェローシップの充実を図る。また、優秀な大学院学生の経済的基盤の保証・教育機会の付与のため、ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の制度を充実する。さらに、高度な技術を担う職員の確保・養成に努める。これらのための資源確保の意味を含めて、外部資金の獲得に一層努力する。

・ 若手研究者をより柔軟に受け入れ、国際性を高めるため、外国人研究員も含めた客員研究員制度を一層整備する。また、他の大学・研究機関との人事交流を促進するため、他機関の研究者を受け入れる弾力的ポストの運用を図る。

<p>研究資金を有効に配分するシステムを構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員の研究活性を高めるために、一定の資格を有する教員からの申し出により、一定期間、管理・教育任務を免除し、研究の任務に専念できるようにする。
<p>研究施設・設備備品等の学内資産の効率的な利用や共同利用を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究資金の配分システムに関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織運営の基盤となる研究資金については、安定性や恒常性に十分配慮する。 ・ 総長裁量資源を確保し、先端的・学際的研究領域の発展を図るための全学的な研究環境の整備等に重点的に配分する。
<p>○ 知的財産の創出、取得、管理、活用に関する組織作りと運用を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の建物・設備管理体制の見直しを図り、全学的視野に立って無駄を抑制する管理システムの構築を目指す。また、全学の経営的観点から研究施設の再配分を行うことも検討する。その一環として、設備備品等に関する全学的データベース作りを進め、研究施設・設備備品、情報基盤施設等の学内資産の効率的な利用や共同利用を進める。 ・ 共用研究スペースの確保に引き続き努力し、重点的研究プロジェクトに対して優先的に使用させる。 ・ 本学の所蔵する学術的に貴重な物品・図書・史料が、良好な保全・管理状態に置かれるように努める。
<p>研究活動の大学全体及び部局単位の外部評価、自己点検の適正な実施を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 知的財産の創出、取得、管理、活用に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究成果の社会への還元を目的として、産学連携推進室を中心に、知的財産本部機能を包含した全学的な産学官連携支援組織を整備する。 ・ 基礎研究における知的基盤創成、応用展開研究における知的資産構築を促進する。 ○ 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究水準の向上のために、自己点検・評価結果を研究の質の向上や研究実施体制へ反映させるための手法を検討する。 ・ 組織の評価に当たっては、他の大学・研究機関・産業界等から広く意見を聴き、研究活動、研究戦略についての助言を求める。
<p>学内外での横断的な共同研究を活性化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国共同研究、学内共同研究等の活性化に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本学に設置されている附置研究所、全国共同利用研究施設、学内共同教育研究施設及び部局に附置されている研究施設については、適切なアカデミックプランに基づき、維持・充実を図り、先端的分野の共同研究の拠点としての機能発揮を図る。 ・ 全学的な観点から安全管理が必要な共同研究については、関連センターがそれを支援する。 ・ 国際共同研究に全学的に取り組む。東京大学が全国の国際共同研究の中核として機能するために、必要に応じ研究センター等を設置し、研究支援体制を整備する。 ・ 全国共同利用研究所においては全国共同利用システムの維持・充実を図る。 ・ 個々の研究領域に関しては、部局を核として共同研究を推進する。個々のプロジェクトの機動性・柔軟性を確保するために、プロジェクトを支援する全学的な機構を設置する。 ・ 学内共同研究に関しては、総長裁量に基づき、支援する仕組みを検討する。

<p>中核的研究施設の設置・整備を積極的に推進していく。</p>	<p>中核的研究施設、設備の整備に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学内共同利用や全国共同利用（附置研究所等に適用）などの形態で、中核的研究施設の設置・整備を積極的に推進する。 ・ 全国連携・国際連携の拠点となる研究施設の整備に関する具体的方策 ・ 附置研究所、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設等を中心として、全国規模・国際規模での連携研究のための拠点を学内に整備する。
<p>3 その他の目標 (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 授業や研究成果、資料情報データベース、文化財等の公開を積極的に進め、社会に対する知的貢献を推進する。 ○ 社会的ニーズに呼応した産学官連携システムを構築し、知的資源の社会への還元を強化する。 ○ 国際交流を拡大し、世界に開かれた大学を目指す。 <p>(2) 附属病院に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 附属病院の診療・経営基盤を強化するとともに、経営の効率化と医療サービスの向上を目指した組織・業務の改善を図る。 	<p>3 その他の目標を達成するための措置 (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ オープンキャンパス、公開講座、公開シンポジウム、フォーラム等を実施する。 ・ 本学の所蔵する物品・図書・史料の公開や博物館等への貸出を積極的に進める。 ・ 図書館においては、国内外の大学図書館との文献複写や図書の貸借などの相互協力等を通じて、国内外の学術コミュニティとの連携をより積極的に進める。 ○ 産学官連携の推進に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産学連携推進室を中心に、産業界との連携を推進する体制を整備する。 ・ 研究成果の移転・活用のため、教職員の企業役員兼業を認めるとともに、起業資金の円滑な確保を支援する。 ・ 行政・公的研究機関の政策形成や研究拠点形成等に学問的視点から寄与する。 ○ 教育研究における国際交流の拡大に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的で合理的な国際交流の体制作りを促進するために国際交流の企画と推進を担う組織を整備するとともに、部局の国際交流室・留学生室の整備・拡充、外国の大学との研究者・学生の交流制度の充実等を推進する。 ・ 国際共同研究の支援、国際会議・国際シンポジウム・研究集会の開催、大型研究グラントによる国際的研究拠点の形成、国際的な学術関連団体・組織・機関への人的貢献等を積極的に行う。 ・ 外国人留学生や外国人研究者の受入れ組織の充実・サービス体制の強化、専門教職員の適切な配置を行う。 ・ 国際交流拠点として海外リエゾンオフィスの整備・充実を図る。 <p>(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置</p> <p>診療・経営基盤の強化、組織・業務の改善に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営組織を強化するために、病院長のリーダーシップが一層発揮できる仕組みを整える。 ・ 医療情報提供サービス向上の観点から、ホームページ等を用いて、診療実績に関する情報の公開及び先進的医療サービス内容の情報提供を推進する。 ・ 一般病院では行われ難い不採算医療への取組みを継続して行う。 ・ 新しい診断法、治療法の開発や臨床応用を推進する。 ・ 経営の効率化を図るために、医療・経営の情報管理・分析を強化する。

<p>良質な医療人養成を目指す。</p> <p>研究成果の診療への反映及び先端的医療の導入を推進する。</p> <p>医療従事者等の適切な配置を目指す。</p> <p>(3) 附属学校に関する目標 新たな学校種である中等教育学校のモデル校の役割として、教育課程・カリキュラムの研究開発を含めた、望ましい中等教育学校運営のあり方を実践を通して示す。</p> <p>○ 学外からモニタリングする仕組みを整え、学外からの意見を積極的に学校運営に反映する。また、中・長期の視点に立った柔軟かつ機動的な意思決定を可能とする仕組みを学校運営に取り入れるように努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療の質の評価と向上及び危機管理体制を強化する。 良質な医療人養成のための具体的方策 ・ 診療参加型臨床実習（クリニカル・クラークシップ）の充実、小人数実習等による臨床医学教育の充実、臨床医学・健康科学と連携した社会医学領域の教育の充実等に取り組む。 ・ 卒後臨床研修（初期・専門）体制の整備を図る。 ・ 医療従事者の生涯教育、専門医資格等の取得に必要な教育・研修体制を整備する。 研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策 ・ 研究を活性化する組織的な体制作りと従来の医学系研究科の枠組みを超えた新しい研究分野の形成を推進する。 ・ 附置研究所附属病院は、医学部附属病院と連携しつつ、その研究成果を社会に還元するために探索的臨床研究の推進を図る。 ・ 医学部附属病院は、総合的な臨床体制の更なる整備と充実を図るため、附置研究所附属病院等との連携推進、寄付講座開設の促進、臨床生命情報学(クリニカル・バイオインフォマティクス)を含めた社会医学領域の研究体制の再構成等の取組みを図る。 ・ 臨床研究の安全確保体制の充実や研究内容の周知・公開等の取組みを行う。 医療従事者等の適切な配置に関する具体的方策 ・ 病院長のリーダーシップのもとに、教育、診療、研究のいずれの機能も低下しないように配慮しつつ、医療従事者の柔軟かつ適切な再配置を継続的に行うことを目指す。 <p>(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置 中等教育学校のモデル校としての役割に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中等教育学校のモデル校として、生徒の全人的な成長を促進させる要因に関わるデータや入試関連データの収集・蓄積を行い、全学と連携・協力しながらカリキュラムのモデルを提示する。大学とのカリキュラム接続についても検討を開始する。 ・ 附属学校の使命として、教育学研究科・教育学部の研究・実践のフィールドや、全学の学生のための教育実習校の役割を積極的に果たしていくとともに、教育学研究科と密接に連携してより効果的な実習のあり方を追求する。 学校運営の改善に関する具体的方策 ・ 学校運営、教学の両面にわたり、学校長の意思決定に関わる情報収集や解析等の実務を支援する組織を設置する。 ・ 教育課程や教育研究組織など教学面に関する重要事項や方針を審議するために学外者を含めた組織を設置する。 ・ 学校内部における監査機能の充実を図る体制を早急に確立する。 ・ 他の中等教育機関や高等教育機関との人事交流を積極的に進めるとともに、教員研修のために各種の学術的・教育行政的資源を効果的に活用する。
<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標 1 運営体制の改善に関する目標</p>	<p>業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 総長の適切なリーダーシップのもとで、研究科等の各部局との連携を図りつつ、大学の適正かつ効果的な運営を確保する仕組み、及び全学的な企画立案を行う仕組みを整備する。 ○ 法人運営に適合した事務組織を整備する。 ○ 部局の適正かつ効果的な業務運営体制を整備する。 ○ 学内資源の効果的な配分体制を整備する。 ○ 内部監査体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総長の選考方法確立に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人法の定めにより、大学運営について識見のある適格者を総長として選ぶことを可能にし、かつ総長に強い正統性を付与する選考方法を確立する。 ○ 中枢組織及び企画立案体制の整備に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総長の意思決定を支援し各種業務を統括する副学長を複数置く。 ・ 理事が各種業務を分掌する体制を構築する。 ・ 研究科等の各部局との連携を図りつつ、研究・教育分野の多様性等を考慮しながら全学的な企画立案や裁量資源の配分等を行えるようにするために、総長のリーダーシップを支援する組織を置く。 ○ 業務運営体制の整備に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学の運営に関する諸規程の整備を進める。 ○ 事務組織の編成・機能向上に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総長・副学長・理事によって構成される執行部に適合した体制になるように事務組織の再編成を検討する。 ・ 事務組織の機能向上を図るため、教員と事務職員との間の協働・連携を図る体制の整備を検討する。 ○ 部局の運営体制の整備に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ、部局長のリーダーシップ発揮を支援するための補佐体制・組織を設ける。 ・ 部局長のもとに、比較的少人数で構成され、部局の業務運営に関する事項について審議決定する委員会等の組織を必要に応じて設置する。 ○ 各研究・教育分野の特性を勘案した効果的な運営費交付金の配分のための具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総長の適切なリーダーシップのもとに、本学で行われている研究・教育分野の多様性と各教育・研究分野の特性とを勘案し、人件費を含めた運営費交付金の効果的な配分を行う。 ・ 教育研究の目標を達成するために必要となる教職員数の確保を図りつつ、一定数を総長の裁量資源に充当し、教職員配置の見直しを行う。 ・ 競争資金の増額確保や間接経費の使途・配分に各部局の活動成果を反映することのできるような制度の構築に努める。 ○ 大学全体の内部監査組織の設置に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計組織とは独立した内部監査組織の設置を検討し、併せて、その組織で監査業務に従事する職員の専門性向上のための研修・人事施策のあり方を考える。 ・ 内部監査手法確立と監査結果報告作成の手順の策定のための検討を行う。 ・ 内部監査の結果を受けて業務改善を図るための実効性ある仕組みの検討を進める。
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標 教育研究の進展や社会的要請に応じ、教育研究組織の弾力的な設計と整備を進める。</p>	<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育研究組織の見直しの方向性 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学問状況の変化や社会的要請に適切に対応するために、学際的な横型専攻、研究組織と分離し

3 人事の適正化に関する目標

- 従来の人事制度を基盤としつつ、多様な雇用形態と柔軟な勤務体制を可能とする人事制度も導入する。

たネットワーク型の教育組織、大学院組織の連携融合を弾力的に行う教育組織等の創設を積極的に検討するなど、教育組織の再編・改組や整備を図る。

- ・ 高度の研究を追求し、研究の体系化と継承を尊重しつつ、萌芽的な研究や新しい研究分野の開拓に積極的に取り組むため、研究組織の再編・改組や整備を図る。
- ・ 法科大学院においては、修了者に「法務博士(専門職)」を授与する。
- ・ 公共政策大学院においては、修了者に、「公共政策学修士(専門職)」を授与する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

柔軟で多様な教員人事の構築に関する具体的方策

- ・ 教員採用に関しては、国内外の優秀な人材を採用できる弾力的な運用が可能となるよう更に工夫する。
- ・ 任期付き教員制度の活用を図る。
- ・ 総長裁量によって、一定数の教員を、中長期的な視野に立った全学的なアカデミックプランに基づいて配置できるような仕組みを構築する。

柔軟で多様な職員人事の構築に関する具体的方策

- ・ 試験制度の確立、選考手続き・基準の明示等に取り組み、公平性が確保された採用の仕組みを整備する。
- ・ 専門性の高い職種については、透明性を確保しつつ、試験制度によらず、経験者・有資格者を柔軟に中途採用できるような制度の導入を検討する。
- ・ 中長期的な視野に立って、全学的な視点から業務の量や性質を勘案した効率的な人員管理のできる人事政策のあり方を検討する。

女性等の教職員の雇用の促進に関する具体的方策

- ・ 教職員の雇用について男女共同参画の推進に努める。
- ・ 教職員の採用については、国籍、性別、ハンディキャップ等にとらわれない開放的で、人材本位の人事政策を推進する。

教職員の人材交流の促進に関する具体的方策

- ・ 産学連携促進、多彩な人材確保、学外との人事交流促進等に適した兼業ルールを整備する。
- ・ 教員に関して、海外研究機関、国内諸組織との交流を推進するために研修制度や在職出向制度の整備を進め、サバティカル制度を充実する。
- ・ 職員に関して、学外との交流を促進して能力や専門性の向上を図るために、海外・国内研修制度や在職出向等の制度の整備を行う。

○ 柔軟な勤務時間管理に関する具体的方策

- ・ 教育研究活動に適した教員の勤務時間管理や効率的な業務遂行を図るために、裁量労働制等の柔軟な勤務時間管理の導入を検討する。

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・ 各学部・研究科、附置研究所、センター等の多様な教育研究活動、業務運営活動に応じた多面

<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>○ 本部機能と部局機能の再検討とその役割分担の明確化を図る。</p>	<p>的で多様な能力評価・業績評価を取り入れた給与システムの構築を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任期を定めて雇用する教職員に関しては、いわゆる年俸制の導入を検討する。 <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>本部と部局等との機能・役割分担の明確化に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部と部局で行っている多岐にわたる事務を再点検し、一元的集中的処理が効果的な業務と、各部局の自主性と責任を明確化して分散的に遂行することが効果的な業務との洗い出しを行い、それぞれに対応した形で本部事務組織・部局事務組織の見直しを進める。 ・ 企画立案、広報、産学連携、人材活用と養成、施設の効率的運用、学生支援関連等の分野について、本部と各部局の役割分担と連携関係を明確にしつつ、重点的人員配置や機動的な事務遂行が可能となるような、新しい事務組織の編成方法を検討する。 <p>○ 電子的事務処理の推進に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全学と各部局双方の電算処理システムを効果的に活用し、事務処理の簡素化・迅速化とペーパーレス化を図る。 ・ 学生への情報伝達や各種サービスの提供について、サービス向上の見地に立って、電子化による迅速化を進める。 ・ 全学の効率的な事務情報システムとその責任ある管理・運用体制の構築や、職員の電子的事務処理能力を高めるための研修体制の強化充実、専門的職員の養成方法の整備等を検討し、その実現に努める。
<p>財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>外部資金導入の支援体制を整備し、導入手続きの効率化を図る。</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>外部資金導入の支援体制の整備に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請審査を受ける競争的資金については、申請事務に関する全学的な協力体制を整備する。 ・ 受託研究、民間等との共同研究、研究者個人への奨学寄付金など、非審査外部研究資金についても、その獲得に対して分野に応じて積極的に支援を行う体制を整備する。 ・ 大学法人、部局等が受け取る寄付金について、この獲得を積極的にするための体制を整備する。 <p>○ 外部資金導入手続きの効率化に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部資金の情報把握や申請について全学的な支援体制を組織し、受領した研究資金や申請した研究費・間接経費の受領情報を一元的に収集管理する。 ・ 競争的資金の申請について、予備的審査など部局内の積極的対応を支援・尊重しながら、全学的な庶務協力体制により効率化を図る。 ・ 外部競争的資金の間接経費については、部局・提案者への長期的誘因になるように再配分する方法を整備する。再配分に当たっては計画遂行に必要な人材に関わる経費や大型特殊装置の維持費（従来の特殊装置維持費に準じた）に十分配慮したものとする。 <p>その他の自己収入に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業料等学生納付金については、その妥当な額を設定する。 ・ 病院事業については、教育研究機関として妥当な収入支出の検討を行う。また、大学法人出資

<p>2 経費の抑制に関する目標 管理的経費の抑制を図る。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 資産を定期的に点検し、その資産の特性に応じた、効果的・効率的な運用管理を行う。国立大学法人としての性格を常に念頭におき、それにふさわしいリスク管理を行う。</p>	<p>企業による大学内事業の運営等の可能性について検討を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業料、病院の療養費等の債権管理を行い、未収金の回収を適切に進める。 <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置 管理的経費の抑制に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全学共通の管理的経費を必要に応じて集約管理することにより縮減を図る。 ・ 大学の特殊性に関わらない経常的業務等を対象に、効率的・効果的業務の遂行が可能なものを精査し、外部委託の導入を検討しつつ経費の抑制を図る。 ・ 一般競争入札の積極的な導入、規格の共通化、一括購入方式の促進など、購買方法を見直すことにより物品調達コストを抑制する。 ・ 機器や備品に関しては、一元的な共同利用体制を導入し、固定経費を抑制する。 ・ 学内予算配分を工夫し、経費節減努力に誘因が働く方式を導入する。 ・ 施設設備のエネルギー経費の抑制を図るため、施設設備エネルギー・マネジメント体制を構築し、既存の設備・機器等の更新を進めるとともに、長期的施設設備の観点から、施設に節減システムを組み込むなどの方策を推進する。 ・ 事務量の軽減化や会議費の削減を図るため、学内事務分掌の見直し、会計手続きの簡略化、情報ネットワーク化、文書の電子化等を行う。 <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 効果的・効率的な資産運用管理、リスク管理に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部局を含めた全学の資産状況を常に把握するとともに、外部専門家の助言も得ながら資産運用体制とリスク管理体制を整備する。 ・ 部局が責任を持って行う資産運用管理についての指針を大学本部において策定する。 各部局における資産の最適利用を促すための具体的方策 ・ 有形固定資産については、固定資産減耗を考慮し、各資産の最適利用を促す基準を設け、基準の達成状況を部局ごとに、教育研究やその他の経営戦略との整合性を勘案しながら評価する。 金融資産のリスク管理に関する具体的方策 ・ 金融資産の運用に関しては、特に市場環境の急変の可能性を考慮し、外部専門家の助言を求めながら適切なリスク管理の指針を作成する。 ・ 金融資産の有効運用を図りつつも、国立大学法人としてふさわしいリスクの管理が全学的に行われるように方策を講じる。
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>○ 世界的水準の総合研究教育大学としてふさわしい自己点検・評価システムを構築する。</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 自己点検・評価システムの確立に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総長直属の評価担当部門を置き、評価業務の推進を図る。 ・ 国際的な評価視点を踏まえつつ、教育研究のさまざまな領域に応じた各組織の目標や活動実態の多様性を最大限に尊重し、東京大学の基本理念と長期的目標を具現化する自己点検・評価シス

○ 評価結果を大学運営の改善に活用するためのシステムを構築する。

2 情報公開等の推進に関する目標

東京大学が国内外に発信すべき情報、社会が期待する情報、学内で共有すべき情報を多様なメディアを駆使して円滑かつ積極的に提供するなど、全学の広報体制を強化する。

○ 東京大学が所有する多彩で豊富な学術情報を体系化し、社会に向けて発信するための体制を整備する。

情報公開の実務体制の整備、個人情報の保護システムの構築、基本的人権に基づいた情報倫理の確立を目指す。

その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標

都心型及び郊外型大学キャンパスにふさわしい環境形成を推進する。

テムを確立する。

- ・ 個人、部局、全学に対する自己点検・評価システムの連携により、効率的で適正な自己点検・評価作業の実施を図る。
 - ・ 大学評価に係わる運営業務は総長直属の全学的な機関で対応し、各部局等の業務の負担軽減を図る。
 - ・ 各部局の自己点検・評価結果を踏まえて『東京大学：現状と課題（東大白書）』をとりまとめ、大学としての自己点検・評価結果を公表する。
- 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策
- ・ 各部局に対する評価結果を画一的に取り扱うことはせず、各部局の教育研究活動等の改善を促し、東京大学の継続的な活性化を図る。
 - ・ 全学及び各部局に対する評価を踏まえて、東京大学の基本理念や基本目標を点検し、新たな中期目標・中期計画の策定に活かす。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

広報体制の強化に関する具体的方策

- ・ 広報情報担当理事を置き、広報情報業務の推進を図るとともに、各教職員の広報情報関連業務の負担軽減に努める。
- ・ ホームページや学内外広報誌など、多様な広報メディアを活用して広報活動の充実と活性化を図り、これらを統合するメディアミクス機能の強化を目指す。
- ・ 広報体制の強化に当たり、実務については可能な限り外部委託し、合理化を進める。
- ・ 公開学術講演会や公開講座の実施、総合研究博物館の展示等を通じて学術研究の成果を広く国民に還元する事業を展開する。
- ・ 海外で開催する本学主催のUTフォーラムの更なる充実を図ることにより、国際的な情報発信を積極的に推進する。

総合的学術情報システムの構築に関する具体的方策

- ・ ソフトウェアについての知的財産権、著作権に関する教育を行う。
- ・ 図書館の学術情報、全学の研究者情報、研究企画・成果に関する情報、文化財情報、博物館の多様な情報等をデータベース化し、これを体系化して発信するための学術情報システムを構築する。

個人情報保護システムの構築と情報倫理の遵守に関する具体的方策

- ・ 大学にふさわしい個人情報保護制度のあり方を勘案しつつ、適正な情報公開体制の確立を図る。また、大学にふさわしい情報倫理を確立し、これを遵守する体制を整える。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

都心型及び郊外型大学キャンパスにふさわしい環境形成を推進するための具体的方策

- ・ 本学キャンパス敷地の緑化を含めた屋外環境を維持保全するとともに、歴史的建造物等の適切な管理と効果的な活用にも努める。

教育研究活動及び学生生活を支援するため、各キャンパスの土地・施設設備を有効に活用する。

既存施設設備の有効利用の観点から、施設設備の経年による劣化を適正な範囲に抑え、環境保全、ユニバーサルデザイン化に配慮した施設設備の整備・活用を推進する。

アカデミックプランに基づく施設需要等（スペース・機能）に対応できる体制を整備する。

2 安全管理に関する目標

教育研究環境の安全衛生確保と緊急時対応のため、安全管理体制を整備する。

- ・ キャンパスの整備に当たり、学生の学習・生活や教職員の勤務環境に配慮した支援施設の充実に留意する。

各キャンパスの土地・施設設備の有効活用に関する具体的方策

- ・ 本学の3極構造を担う本郷、駒場、柏の各キャンパスの全学的な役割分担を考慮して策定された「整備計画概要」に基づいて着実にその進捗を図る。
- ・ 整備計画概要策定時（平成11年）以降の情勢変化、例えば新たな教育・研究組織の設置予定、新たな施設移転の計画、周辺住民との共生等を踏まえ、既定整備計画概要の一部について適切な見直しを行う。
- ・ 各キャンパスの土地・施設設備の管理（施設マネジメント）を行うために必要な体制を整備し、土地・施設設備利用及び利用に伴う環境変化に関する点検・評価を定期的実施する。
- ・ 既存建物の固定的利用を見直し、利用評価の結果を基に一部スペースの共用化を図り、学内の教育研究の変化や大学における学生生活の改善に対応したスペース有効利用に資する運用システムを構築する。
- ・ 実験設備についても有効利用の方策を検討し、ますます精密化・大型化する実験設備の需要に対応できる体制を整備する。

施設設備の経年による劣化、環境保全、ユニバーサルデザイン化の配慮に関する具体的方策

- ・ 既存施設の構造・機能・設備等の定期的な点検と適切な維持保全を行うとともに、劣化した施設設備の安全対策等に係わる計画の策定・実施を図る。
- ・ 環境保全、ユニバーサルデザイン化を推進するため、現状及び進捗状況を評価する体制を整備する。
- ・ アカデミックプランに基づく施設需要等に対応するための具体的方策
- ・ アカデミックプランに基づく新たな施設需要等に対応できるスペース・機能を確保するため、既存施設の有効利用を図りつつ、施設整備を更に進める。
- ・ 学内の共用スペースの拡大と併せ、各部局において運営する共用スペースを一定比率で確保することにより、緊急対応を含めた施設需要等への対応を推進する。
- ・ PFI等の新たな整備手法の導入や、部局の寄付等の獲得努力を促すような資金調達方法、学外施設の活用等について検討する。
- ・ キャンパス計画に関する責任体制を明確にし、全学・各キャンパス・各部局のアカデミックプランに基づく施設設備内容を全学的立場から調整する体制を整備する。
- ・ 施設費補助金制度を弾力的に運用することにより、施設・設備整備の効率化を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

安全管理体制の整備に関する具体的方策

- ・ 安全管理を統括、監督する全学機関を設置し、各事業場の安全管理に必要な事項を調査するとともに対策を立案し、全学及び各事業場に対して助言、勧告、指導を行う。
- ・ 全学機関は、関係法令等に則って、安全衛生に関わる諸事業場組織と管理者等の編成、日常的

教育・研究の円滑な推進のため、事故、災害、環境汚染の未然防止と被害の軽減を図る。

キャンパスにおける事故や災害などの防止と環境保全、施設等の整備と安全性能の向上に努める。

な防災安全衛生の管理業務、災害・事故等の発生時における初動対応と危機管理等を統括する。

- ・ 全学機関は、各事業場における安全衛生関連の委員会と業務組織との有機的な分担、連携と調整により、安全管理を総括する。
 - ・ 全学機関の下に機動的に安全管理に対処できる機関を設置し、安全管理に係わる各センター及び各事業場と緊密に連携し、緊急時の対応、連絡等を行う。
- 学生等を含めた大学構成員の安全管理に関する具体的方策
- ・ 管理が必要な化学物質、その他の危険物質や関連する設備等について、定期検査や保管・作業環境の調査等により、安全管理に関する情報を把握し、セキュリティ対策等を行う。
 - ・ 教育と研究を遂行する事業場の教育研究環境の安全性の向上に努める。
 - ・ 教育研究活動により生じる廃棄物は、関係法令等に基づいて適切に処理するとともに、リサイクルを推進する。
 - ・ 避難・誘導対策マニュアルの作成、関連機関との連携強化等の危機管理対策を講じる。
 - ・ 大学構成員に安全管理に関する情報を周知し、安全管理に関する教育と訓練を実施する。
- キャンパスの総合的な安全管理に関する具体的方策
- ・ 地域及び関連機関との連携を深め、事故防止、防犯、防災と環境保全に努める。
 - ・ 施設等の整備と安全性能の強化、ライフラインと通信連絡手段の確保等に努める。

中期目標		中期計画		年度計画
別表(学部,研究科等)		別表(収容定員)		
学 部	法学部	法学部	2,170人	
	医学部	医学部	760人	
	工学部	(うち医師養成に係る分野600人)		
	文学部	工学部	3,752人	
	理学部	文学部	1,410人	
	農学部	理学部	1,120人	
	経済学部	農学部	1,220人	
	教養学部	(うち獣医師養成に係る分野180人)		
	教育学部	経済学部	1,360人	
	薬学部	教養学部	560人	
研 究 科 等	人文社会系研究科	教育学部	380人	
	教育学研究科	薬学部	320人	
	法学政治学研究科	人文社会系研究科	719人	
	経済学研究科	うち修士課程	396名	
	総合文化研究科	博士課程	323名	
	理学系研究科	教育学研究科	180人	
	工学系研究科	うち修士課程	94名	
	農学生命科学研究科	博士課程	86名	
	医学系研究科	法学政治学研究科	623人	
	薬学系研究科	うち修士課程	163名	
	数理科学研究科	博士課程	160名	
	新領域創成科学研究科	専門職学位課程	300名	
	情報理工学系研究科	経済学研究科	348人	
	情報学環・学際情報学府	うち修士課程	186名	
公共政策学連携研究部・公共政策学教育部	博士課程	162名		
附 置 研 究 所	医科学研究所	総合文化研究科	1,027人	
	地震研究所	うち修士課程	522名	
	東洋文化研究所	博士課程	505名	
	社会科学研究所	理学系研究科	1,481人	
	生産技術研究所	うち修士課程	836名	
	史料編纂所	博士課程	645名	
	分子細胞生物学研究所	工学系研究科	1,980人	
	宇宙線研究所	うち修士課程	1092名	
	物性研究所	博士課程	888名	
	海洋研究所	農学生命科学研究科	1,063人	
	先端科学技術研究センター	うち修士課程	584名	
	博士課程	427名		
	獣医学博士課程	52名		
	医学系研究科	999人		
	うち修士課程	140名		
	平成16年度			

	博士課程 69名
	医学博士課程 790名
薬学系研究科	277人
	うち修士課程 162名
	博士課程 115名
数理科学研究科	202人
	うち修士課程 106名
	博士課程 96名
新領域創成科学研究科	1,081人
	うち修士課程 657名
	博士課程 424名
情報理工学系研究科	408人
	うち修士課程 258名
	博士課程 150名
学際情報府	169人
	うち修士課程 107名
	博士課程 62名
公共政策学教育部	100人
	うち専門職学位課程 100名

平成17年度以降は前年度と変更がある部局のみ掲載

	法学部	1,980人
	文学部	1,400人
	人文社会系研究科	710人
	うち修士課程	386名
	博士課程	324名
教育学研究科	195人	
	うち修士課程	104名
	博士課程	91名
法学政治学研究科	780人	
	うち修士課程	40名
	博士課程	140名
	専門職学位課程	600名
経済学研究科	318人	
	うち修士課程	156名
	博士課程	162名
平成17年度	総合文化研究科	1,047人
	うち修士課程	538名
	博士課程	509名
	農学生命科学研究科	1,066人
	うち修士課程	586名
	博士課程	428名
	獣医学博士課程	52名
医学系研究科	1,017人	
	うち修士課程	140名
	博士課程	69名
	医学博士課程	808名
薬学系研究科	282人	

	うち修士課程 162名 博士課程 120名
新領域創成科学研究科	1,138人 うち修士課程 688名 博士課程 450名
学際情報学府	216人 うち修士課程 140名 博士課程 76名
公共政策学教育部	200人 うち専門職学位課程 200名

	法学部	1,790人
平成 18 年度	教育学研究科	200人 うち修士課程 104名 博士課程 96名
	法学政治学研究所	1,060人 うち修士課程 40名 博士課程 120名
		専門職学位課程 900名
	総合文化研究科	1,051人 うち修士課程 538名 博士課程 513名
	農学生命科学研究科	1,067人 うち修士課程 586名 博士課程 429名
	医学系研究科	獣医学博士課程 52名 1,033人 うち修士課程 140名 博士課程 69名
		医学博士課程 824名
	薬学系研究科	285人 うち修士課程 162名 博士課程 123名
	新領域創成科学研究科	1,153人 うち修士課程 688名 博士課程 465名
	学際情報学府	230人 うち修士課程 140名 博士課程 90名

- 備考 1. 中期目標の附置研究所の欄中は全国共同利用の機能を有する附置研究所を示す。
史料編さん所は「史料編纂所」と記載。
先端科学技術研究センターを同欄に記載。
2. 中期計画欄の当該年度の各部署の収容定員は、当該年度から標準修業年限分の年数の入学定員を溯って、加算した数を示す。
なお、平成16年度の入学定員については、現在概算要求中のものを含めて計算した。また、平成17、18年度の入学定員は平成16年度と同数として計算した。